



福岡医発第 492号
平成24年 5月18日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

平成24年度福岡県生涯を通じた女性の健康支援事業について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部健康増進課長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

福岡県生涯を通じた女性の健康支援事業は、女性特有のさまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えている女性が、健康管理ができるよう健康教室を開催するとともに、気軽に相談できる体制を整備することで、生涯を通じた女性の健康の保持促進を図ることを目的とされたもので、別添の「福岡県生涯を通じた女性の健康支援事業実施要領」に基づいて実施されているところです。

つきましては、各事業の実施事務所は下記のとおりとなっておりますので、関係の医師会におかれましては、事業の効果的な推進に当たり、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

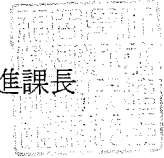
健康教育事業 (思春期・更年期等教室)	女性の健康相談事業
筑紫保健福祉環境事務所 糸島保健福祉事務所 粕屋保健福祉事務所 田川保健福祉事務所 南筑後保健福祉環境事務所 京築保健福祉環境事務所	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 北筑後保健福祉環境事務所

24健第560号

平成24年5月7日

社団法人 福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部健康増進課長
(母子保健係)



平成24年度福岡県生涯を通じた女性の健康支援事業について(依頼)

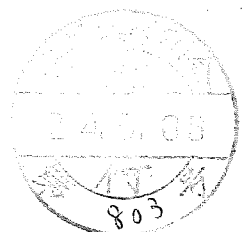
母子保健事業の推進につきましては、日ごろから格別の御協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、標記の事業については、別添「福岡県生涯を通じた女性の健康支援事業実施要領」に基づき実施しているところです。

については、各事業の実施事務所を、下記のとおり決定しましたので、事業の効果的な推進に当たり、特段の御協力と御指導をお願いいたします。

記

健康教育事業 (思春期・更年期等教室)	女性の健康相談事業
筑紫保健福祉環境事務所 糸島保健福祉事務所 粕屋保健福祉事務所 田川保健福祉事務所 南筑後保健福祉環境事務所 京築保健福祉環境事務所	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 北筑後保健福祉環境事務所



福岡県生涯を通じた女性の健康支援事業実施要領

1 目的

女性は、妊娠、出産の仕組みが備わっているため、そのライフステージにおいて女性特有のさまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えている。このため、女性がそれぞれの健康状態に応じ健康管理ができるよう健康教室を開催するとともに、気軽に相談できる体制を整備することで、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ること。

また、HTLV-1 母子感染について、妊婦に対する HTLV-1 抗体検査の適切な実施、相談体制の充実、関係者の資質向上、普及啓発の実施等により、HTLV-1 母子感染を防ぐ体制の整備を図り、地域における HTLV-1 母子感染対策の推進を目的とする。

2 実施主体

福岡県（3の(1)及び(2)は、保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所、3の(3)は健康増進課において実施する。）

3 事業内容は次のとおりとする。

(1) 健康教育事業

ア 対象者

主に思春期、更年期の女性等又はその家族とする。

イ 実施回数

年3回程度とする。

ウ 実施内容

更年期障害等、思春期の健康と性等、更年期及び思春期特有の心身に関する問題についての指導及び相談業務を行う。

エ 実施担当者

医師、助産師、保健師及び関係職員により行う。

(2) 女性の健康相談事業

ア 対象者

不妊に関する相談を希望する者、その他女性の心身の健康に関する相談を希望する者とする。

イ 実施回数

月1回程度とする。

ウ 実施内容

(7) 不妊に関する一般的な相談

(4) 婦人科疾患及び更年期障害に関する相談

(9) その他女性の心身の健康に関する相談

エ 実施方法

(7) 相談は、面接により行うものとする。

(4) 相談は、定期的に日時を定めて行い、相談者のプライバシーには十分配慮し実施するものとする。

(9) 相談については、女性の健康相談票（様式1）により行い、事後指導等の参考に資するものとする。

(E) 相談に当たっては、医学面のみならず心理社会面など総合的な面を考慮した対

応を図るものとする。

- (4) 相談を行った場合は、女性の健康相談台帳（様式2）を整理保管し、相談状況を明確にしておくこと。

オ 実施担当者

医師、助産師、保健師及び関係職員により行う。

(3) 健康相談担当者研修事業

ア 対象者

保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所職員等とする。

イ 実施回数

年2回程度とする。

ウ 実施内容

専門的な知識を深めて的確な相談事業を行うため、専門研修を行う。

(4) HTLV-1 母子感染対策事業

ア HTLV-1 母子感染対策協議会の設置

HTLV-1 母子感染対策の体制整備を図るため、関係行政機関、医療関係団体、有識者等をもって構成する HTLV-1 母子感染対策協議会を設置するものとする。

イ HTLV-1 母子感染対策関係者研修事業

(7) 対象者

医療機関において HTLV-1 母子感染対策に携わる医師、助産師、看護師、市町村の職員等 HTLV-1 母子感染対策に必要な基本的・専門的知識等を習得させるための研修を行う。

(1) 実施回数

年2回程度とする。

(ウ) 実施内容

HTLV-1 母子感染対策に必要な基本的・専門的知識等を習得するため、専門研修を行う。

ウ HTLV-1 母子感染普及啓発事業

リーフレットやポスター等を作成することにより、HTLV-1 母子感染について妊婦等へ普及啓発を行うものとする。

4 関係機関との連携及び広報

事業の実施に当たり、医師会、市町村その他関係団体等への周知を図るとともに十分な連携に努め、本事業の実施について協力を求めるものとする。また、対象者への積極的な広報活動に努めるものとする。

5 事業実施計画及び事業実績報告

保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長は、事業の実施計画書（様式3）及び事業実績報告書（様式4）を保健医療介護部健康増進課長に提出するものとする。なお、経費所要額（計画・実績）（様式5）については、実施計画書及び実績報告書に添付してそれぞれ報告するものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に当たって必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成11年 9月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年 3月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年 9月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 5月 7日から施行する。平成20年 4月 1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年 6月 9日から施行する。平成22年 4月 1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年 6月24日から施行する。平成23年 4月 1日から適用する。